

# 貨物トラック事故の人的要因とその背景に関する考察

嶋本 宏征 研究員

## 1. 研究の背景と目的

近年の交通事故件数が減少傾向の中、大型トラックの関与する交通事故は死亡事故の発生割合が高く、道路利用者の安全を脅かす存在となっている。

このような中、トラック輸送産業の安全の取組において、スピードリミッターの設置義務付け等の「車両」に関するもの、飲酒運転や路上駐車等の罰則強化等の「交通管理」に関するもの等の安全規制が強化され、一定の効果が出ている。また、近年では、運行管理者選任を義務付ける事業者規模の見直しや、運行管理体制の確認強化、契約の書面化推進による責任・コストの明確化、荷主勧告制度の運用強化他、積極的な議論と取組みが行われている。

これまでの研究では、貨物自動車運送事業の9割を占める一般貨物自動車運送事業を対象に、トラック運転手に疲労状態等の危険な運転を強いる背景に焦点をあて、事業者へのヒアリング調査や既往の調査データを用いて、多重下請取引構造や荷主の商慣行等の影響を指摘し改善方策を提案してきた<sup>1)2)</sup>。

本発表では、トラック運送業の事故における人的要因の背景にあたる、運転者の労働環境や所属する事業所の安全管理、また運送取引形態（下請運送の影響）等に注目し、「自動車事故報告書」（後述）の情報を用いて、これらが事故発生に影響する可能性を指摘する。

## 2. 運送取引形態と安全への影響

一般貨物自動車運送事業は、車両10台未満の小規模な事業者が半数以上を占め、荷主からの荷物を直接運ぶ「元請」事業者とその事業者等からの依頼により運送する「下請」事業者が存在する。下請に位置する事業者の割合は、既往の調査によると40%程度と言われている。

そもそも貨物自動車運送事業法では、運送事業者は運行の安全確保を前提に各々の運行管理を行うことになっている。しかし、事業者を対象としたヒアリング調査から、厳しい市場環境の中で、低運賃や長距離、時間制約等の条件が厳しい運送を下請けに依頼して、自らのリスク回避とコスト縮減を図る元請事業者も存在することが分かった。さらに、下請けを主たる取引とする事業者の中には、収受する運賃が低下し経営環境悪化から収益を優先し安全の取組に消極的な状況におかれているものもある。

## 3. 事故データを用いた分析

本研究で用いるデータは、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に規定される「重大事故」に該当する事故が起きた場合、自動車運送事業者に提出が義務付けられている「自動車事故報告書」から得る。今回は、国土交通省関東運輸局管内の8都県（東京・千葉・茨城・栃木・群馬・埼玉・神奈川・山梨）の平成22～24年の資料を入手した。このうち事故の要因が運転者に因らない、または衝突等の事故発生を伴わない事故区分（車両故障、火災、無免許運転）を除く1,411件を分析の対象とした。

この自動車事故報告書に記される運転時間や運転者の属性、事業所の安全管理、運送取引形態を変数に用い、交通事故発生との相関を分析し、これらの変数の事故への影響を確認する予定である。

## 参考文献

- 1) 運輸政策研究所第31回研究報告会「貨物トラックの安全な運行環境に関する研究」、運輸政策研究Vol. 15 No. 2 2012 Summer
- 2) 第114回運輸政策コロキウム「トラック運転者の安全な運行環境に関する研究—過労運転をもたらす要因に着目して—」、運輸政策研究Vol. 16 No. 2 2013 Summer